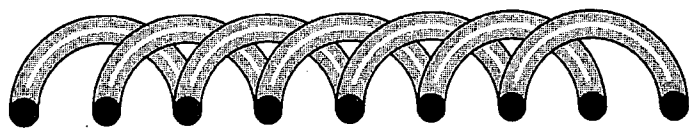
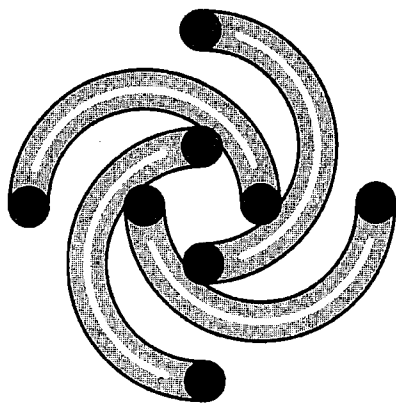


# 知的障害者福祉六法

知的障害等法規研究会／監修

平成13年版



中央法規

知的障害者福祉法

●知的障害者福祉法

(昭和三五・三・三二)

改正 昭三七法律一六一・昭三九法律一六九・昭四二法律一三九・昭四四法律五一・昭四五法律四四・昭四八法律六七・昭六〇法律三七・昭六一法律四六・一〇九・平元法律二二・平二法律五八・平五法律八九・平六法律四九・平一〇法律一〇〇・平一一法律八七・一五一・一六〇・平一二法律一一一

注 未施行分については「参考」として二二〇頁以降に収載

第一章 総則

(一)の法律の目的

第一条 この法律は、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するため、知的障害者を援助するとともに必要な保護を行い、もつて知的障害者の福祉を図ることを目的とする。

(自立への努力及び機会の確保)

第二条 すべての知的障害者は、その有する能力を活用することにより、進んで社会経済活動に参加するよう努めなければならない。

2 すべての知的障害者は、社会を構成する一員として、経済、文化に貢献するものとする。

ゆる分野の活動に参加する機会を与えられるものとする。

(国、地方公共団体及び国民の責務)

第二条 国及び地方公共団体は、前条に規定する理念が実現されるように配慮して、知的障害者の福祉について国民の理解を深めるとともに、知的障害者の自立と社会経済活動への参加を促進するための援助と必要な保護の実施に努めなければならない。

2 国民は、知的障害者の福祉について理解を深めるとともに、社会連帯の理念に基づき、知的障害者が社会経済活動に参加しようとする努力に対し、協力するように努めなければならない。

(関係職員の協力義務)

第三条 この法律及び児童福祉法(昭和二十二年法律第六十四号)による福祉の措置の実施並びにその監督に当たる国及び地方公共団体の職員は、知的障害者に対する福祉の措置が児童から成人まで関連性をもつて行われるように相互に協力しなければならない。

(定務)

第四条 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、知的障害者居宅生活支援事業、知的障害者デイサービス事業、知的障害者短期入所事業及び知的障害者地域生活援助事業をいう。

2 この法律において、「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

「知的障害者居宅生活支援事業」とは、

知的障害者福祉法

通称及び調整その他の厚生労働省令で定める援助を総合的に行う事業をいう。

第六章 厚生労働省令

第五条 この法律において、「知的障害者支援施設」とは、知的障害者デイサービスセンター、知的障害者更生施設、知的障害者授産施設、知的障害者通動寮及び知的障害者福祉ホームをいう。

第二章 削除

第六条から第八条まで 削除

第三章 援護を行う者及び福祉の措置

(援護の実施者)

第九条 第十六条第一項及び第三項に定める知的障害者に対する援護は、居住地を有する知的障害者については、その居住地を管轄する福祉事務所(社会福祉法(昭和二十六年法律第四十五号)に定める福祉に関する事務所をいう。以下同じ。)を設置する都道府県又は市町村が、居住地を有しないか、又は明らかでない知的障害者については、その現在地の都道府県が行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、生活保護法(昭和二十五年法律第四十四号)第三十条第一項ただし書の規定により入所している知的障害者については、その者が入所前に居住地を有した者であるときはその居住

宅を管轄する福祉事務所を設置する都道府県又は市町村が、その者が入所前に居住地を有しない者又は居住地が明らかでない者であるときは入所前におけるその者の現在地の都道府県が、この法律に定める援助を行うものとする。

(知的障害者福祉司)

第一〇条 都道府県は、知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置かなければならない。

(知的障害者福祉司)

第一〇条 都道府県は、知的障害者の福祉に関する事務をつかさどる職員(以下「知的障害者福祉司」という。)を置かなければならない。

2 市及び福祉事務所を設置する町村は、知的障害者福祉司を置くことができる。

3 知的障害者福祉司は、福祉事務所の長(以下「福祉事務所長」という。)の命を受けて、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 福祉事務所の所員に対し、技術的指導を行うこと。

二 第十三条第一項第二号に規定する業務のうち、専門的技術を必要とするものを行うこと。

4 知的障害者福祉司が置かれていない福祉事務所の長は、十八歳以上の知的障害者に係る前項第二号の業務については、他に置かれていない知的障害者福祉司の技術的援助及び助言を求めなければならない。

5 知的障害者福祉司は、前項の規定により福祉事務所長から技術的援助及び助言を求められたときは、これに協力しなければならない。

(福祉事務所長)

第一一条 知的障害者福祉司は、事務吏員又は技術吏員とし、次の各号のいずれかに該当する者のうちから、任用しなければならない。

一 社会福祉法に定める社会福祉士事たる資格を有する者であつて、知的障害者の福祉に関する事業に一年以上従事した経験を有するもの。

二 学校教育法(昭和二十二年法律第二十六号)に基づく大学又は旧大学令(大正七年勅令第三百八十八号)に基づく大学において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者。

三 医師

四 知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成する学校その他の施設で厚生労働大臣の指定するものを卒業した者。

五 前各号に準ずる者であつて、知的障害者福祉司として必要な学識経験を有するもの。

\* 四号の「指定」は昭三九法律五七(知的障害者福祉法第十一條第四号の規定に基づく知的障害者の福祉に関する事業に従事する職員を養成す

知的障害者福祉法

る施設の指定)

「事務委員又は技術委員」自治一七二・一七三  
「社会福祉主事」社福一八・一九「学校教育法に基づき大学」学教五二・六九の二「医師」医師一

(知的障害者更生相談所)

第二二条 都道府県は、知的障害者の更生の援助に必要な保護に関する相談所(以下「知的障害者更生相談所」という。)を設けなければならない。  
2 知的障害者更生相談所は、知的障害者の福祉に関し、主として、次の業務を行うものとする。  
一 知的障害者に関する問題につき、家庭その他からの相談に応ずること。  
二 十八歳以上の知的障害者の医学的、心理学的及び職能的判定を行い、並びにこれに付随して必要な指導を行うこと。  
3 知的障害者更生相談所は、必要に応じ、巡回して、前項の業務を行うことができる。

4 前各項に定めるもののほか、知的障害者更生相談所に関し必要な事項は、政令で定める。  
\*「判定業務を行った場合の判定書の交付」令一(福祉事務所)  
第二三条 福祉事務所は、この法律の施行に関し、主として、次の業務を行うものとする。

一 知的障害者の福祉に関し、必要な実情の把握に努めること。  
二 必要な調査及び指導を行うこと並びにこれらに付随する業務を行うこと。  
2 福祉事務所長は、十八歳以上の知的障害者につき前項第二号の業務を行うに当たつて、特に医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。  
3 都道府県の福祉事務所長は、第一項第二号の規定による相談及び指導のうち主として居室において日常生活を営む十八歳以上の知的障害者及びその介護を行う者に係るものについては、これを知的障害者相談支援事業を行う当該都道府県以外の者に委託することができる。

第一四二条 福祉事務所を設置しない町村の長は、当該町村の区域内に居住地を有する知的障害者の保護について、都道府県知事又は福祉事務所長の行う事務に協力しなければならない。  
\*「福祉事務所を設置しない町村」社福一四三(民生委員の協力)

第二五二条 民生委員法(昭和二十三年法律第百九十八号)に定める民生委員は、この法律の施行について、市町村長、福祉事務所長、知的障害者福祉司又は社会福祉主事の

事務の執行に協力するものとする。  
(知的障害者相談員)

第一五二条の二 都道府県は、知的障害者の福祉の増進を図るため、知的障害者又はその保護者(配偶者、親権を行う者、後見人その他の者で、知的障害者を現に保護するものをいう。以下同じ。)の相談に応じ、及び知的障害者の更生のために必要な援助を行うことを、社会的信望があり、かつ、知的障害者に対する更生の援助に必要な保護に熱意と識見を持っている者に委託することができる。  
2 前項の規定により委託を受けた者は、知的障害者相談員と称する。  
3 知的障害者相談員は、その委託を受けた業務を行うに当たつては、個人の人格を尊重し、その身上に関する秘密を守らなければならない。

第一五二条の三 市町村は、必要に応じ、十八歳以上の知的障害者であつて日常生活を営むのに支障があるものにつき、政令で定める基準に従い、その者の居室において、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活を営むのに必要な便宜であつて厚生労働省令で定めるものを供与し、又は当該市町村以外の者に当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。  
2 市町村は、手芸、工作その他の創作的活

三 知的障害者の保護を職責(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要なる指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。  
2 援護の実施者は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。  
3 援護の実施者は、必要に応じ、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、又は当該援護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行うことを委託する措置を採ることができる。  
\*三項の「政令」令五

(福祉事務所長への委任)  
第一七二条 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに前条第一項及び第三項の措置を採る権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

知的障害者福祉法

動、日常生活への適応のために必要な訓練、介護方法の指導その他の厚生労働省令で定める便宜を必要とする十八歳以上の知的障害者又はその介護を行う者を、政令で定める基準に従い、当該市町村の設置する知的障害者デイサービスセンターその他厚生労働省令で定める施設(以下この項において「知的障害者デイサービスセンター」という。)に通わせ、当該便宜を供与し、又は当該市町村以外の者の設置する知的障害者デイサービスセンター等に通わせ、当該便宜を供与することを委託する措置を採ることができる。  
3 都道府県は、必要に応じ、介護を行う者の疾病その他の理由により居室において介護を受けることが一時的に困難となつた十八歳以上の知的障害者を、政令で定める基準に従い、当該都道府県の設置する知的障害者更生施設、知的障害者授産施設その他の厚生労働省令で定める施設(以下この項において「知的障害者更生施設等」という。)に短期間入所させ、必要な保護を行う。又は当該都道府県以外の者の設置する知的障害者更生施設等に短期間入所させ、必要な保護を行うことを委託する措置を採ることができる。

4 市町村は、その福祉を図るため、必要に応じ、日常生活を営むのに支障がある十八歳以上の知的障害者につき、日常生活上の

便宜を図るための用具であつて厚生労働大臣が定めるものを給付し、若しくは貸与し、又は当該市町村以外の者にこれを給付し、若しくは貸与することを委託する措置を採ることができる。  
\*二項の「政令」令二「厚生労働省令」規則二二項の「厚生労働省令」規則三・四「政令」令三三項の「政令」令四「厚生労働省令」規則五 四項の「厚生労働大臣が定める」平三厚告八三(知的障害者福祉法第十五条の三第三項の規定に基づき厚生大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具)

第一六二条 援護の実施者は、十八歳以上の知的障害者につき、その福祉を図るため、必要に応じ、次の措置を採らなければならない。  
一 知的障害者又はその保護者を知的障害者福祉司又は社会福祉主事に指導させること。  
二 知的障害者を当該地方公共団体の設置する知的障害者援護施設に入所させ、若しくはそれを利用させてその援護を行い、又は他の地方公共団体若しくは社会福祉法人の設置する知的障害者援護施設若しくは心身障害者福祉協会法(昭和四十五年法律第四十四号)第十七条第一項第一号の規定により心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所させてその援護を行うことを委託すること。

三 知的障害者の保護を職責(知的障害者を自己の下に預かり、その更生に必要なる指導訓練を行うことを希望する者であつて、都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長が適当と認めるものをいう。)に委託すること。  
2 援護の実施者は、前項第二号又は第三号の措置を採るに当たつて、医学的、心理学的及び職能的判定を必要とする場合には、あらかじめ、知的障害者更生相談所の判定を求めなければならない。  
3 援護の実施者は、必要に応じ、地域において共同生活を営むのに支障のない知的障害者につき、政令で定める基準に従い、これらの者が共同生活を営むべき住居において食事の提供、相談その他の日常生活上の援助を行い、又は当該援護の実施者以外の者に当該住居において当該日常生活上の援助を行うことを委託する措置を採ることができる。  
\*三項の「政令」令五

(福祉事務所長への委任)  
第一七二条 都道府県、市又は福祉事務所を設置する町村の長は、第十五条の三第一項、第二項及び第四項並びに前条第一項及び第三項の措置を採る権限の全部又は一部をその管理する福祉事務所長に委任することができる。

知的障害者福祉法

(措置の解除に係る説明等)

第十七条の二 都道府県知事又は市町村長は、第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の措置を解除する場合に、あらかじめ、当該措置に係る者又はその保護者に対し、当該措置の解除の理由について説明するとともに、その意見を聴かなければならない。ただし、当該措置に係る者又はその保護者から当該措置の解除の申出があつた場合その他厚生労働省令で定める場合においては、この限りでない。

\*「厚生労働省令」規則七 措置の解除の説明等

「平六厚令六二」福祉の措置及び保育の実施の解除に係る説明等に関する省令

(行政手続法の適用除外)

第十七条の三 第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の措置を解除する処分については、行政手続法(平成五年法律第八十八号)第三章(第十二条及び第十四条を除く。)の規定は、適用しない。

(連絡及び調整)

第十七条の四 関係地方公共団体は、第十五条の三又は第十六条第一項若しくは第三項の規定による福祉の措置が適切に行われるように相互に連絡及び調整を図らなければならない。

第四章 事業及び施設

(知的障害者居宅生活支援事業等の開始)

第十九条 都道府県は、知的障害者居宅生活支援事業を、

1 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、知的障害者居宅生活支援事業を、

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(施設の設定)

第十九条 都道府県は、知的障害者居宅生活支援事業を、

1 市町村、社会福祉法人その他の者は、社会福祉法の定めるところにより、知的障害者居宅生活支援事業を、

2 国及び都道府県以外の者は、知的障害者居宅生活支援事業等を廃止し、又は休止しようとするときは、あらかじめ、厚生労働省令で定める事項を都道府県知事に届け出なければならない。

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

\*「厚生労働省令」規則八

(秘密保持義務)

第十八条の二 知的障害者相談支援事業に従事する職員は、その職務を遂行するに当たつては、個人の身上に関する秘密を守らなければならない。

第二十一条の九 知的障害者福祉ホームは、低額な料金で、現に住居を求めている知的障害者に対し、居室その他の設備を利用させるとともに、日常生活に必要な便宜を供与することを目的とする施設とする。

第五章 費用

第二十二条 次に掲げる費用は、市町村の支弁とする。

一 第十条第二項の規定により市町村が設置する知的障害者福祉司に要する費用

二 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

三 第十五条の三第三項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

第二十三条 次に掲げる費用は、都道府県の支弁とする。

一 第十条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者福祉司に要する費用

二 第十二条第一項の規定により都道府県が設置する知的障害者更生相談所に要する費用

三 第十五条の三第三項の規定により都道府県が行う行政措置に要する費用

四 都道府県が設置する知的障害者相談支援施設の設置及び運営に要する費用

五 都道府県が行う行政措置に要する費用

第二十四条 削除

知的障害者福祉法

知的障害者福祉法

第二五条 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第三号の規定により市町村が支弁した費用のうち、知的障害者援護施設（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通動寮、知的障害者福祉ホームその他の他の政令で定める施設を除く）の設置に要する費用については、その四分の一を負担する。

2 都道府県は、政令の定めるところにより、第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用について、その四分の一以内を補助することができる。

\* 一項の「政令の定めるところ」は令六「政令で定める施設」令七「二項の「政令」令一〇

(国の負担及び補助)

第二六條 国は、政令の定めるところにより、第二十二條又は第二十三條の規定により市町村又は都道府県が支弁した費用について、次に掲げる費用の十分の五を負担する。

一 第二十二條第二号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用

一の二 第二十二條第三号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通動寮、知的障害者福祉ホームその他の他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く）

二 第二十三條第三号の費用のうち、第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用

三 第二十三條第四号の費用（知的障害者デイサービスセンター、知的障害者通動寮、知的障害者福祉ホームその他の他の政令で定める施設の設置及び運営に要する費用を除く）

2 国は、政令の定めるところにより、第二十二條第一号の二の規定により市町村が支弁した費用又は第二十三條第二号の二の規定により都道府県が支弁した費用について、その二分の一以内を補助することができる。

\* 一項 本文の「政令」令六「一の二、三号の「政令」令九 二項の「政令」令一〇

(費用の徴収)

第二七條 第十六條第一項第二号の規定による行政措置に要する費用を支弁すべき都道府県又は市町村の長は、当該行政措置により知的障害者援護施設又は心身障害者福祉協会の設置する福祉施設に入所中の知的障害者又はその扶養義務者（民法（明治二十九年法律第八十九号）に定める扶養義務者をいう。）から、その負担能力に応じて、入所に要する費用の全部又は一部を徴収することができる。

(準用規定)  
第二七條の二 社会福祉法第五十八條第二項

から第四項までの規定は、国有財産特別措置法（昭和二十七年法律第二百十九号）第二條第二項第一号の規定又は同法第三條第一項第四号及び第二項の規定により普通財産の譲渡又は貸付けを受けた社会福祉法人に準用する。

第六章 雑則

(審判の請求)

第二七條の三 市町村長は、知的障害者につき、その福祉を図るため特に必要があると認めるときは、民法第七條、第十一條、第十二條第二項、第十四條第一項、第十六條第一項、第八百七十六條の四第一項又は第八百七十六條の九第一項に規定する審判の請求をすることができる。

(町村の一部事務組合等)

第二八條 町村が一部事務組合又は広域連合を設けて福祉事務所を設置した場合には、この法律の適用については、その一部事務組合又は広域連合を福祉事務所を設置する町村とみなす。

\* 「町村の一部事務組合等」自治二八四二九一の三「町村が一部事務組合等」を設けて福祉事務所を設置した場合「社福一四」

(援護の実施者が変更した場合の経過規定)  
第二九條 町村の福祉事務所の設置又は廃止により援護の実施者が変更があつた場合において、この法律又はこの法律に基づいて

命令の規定により、変更前と変更後の実施者が同一であるときは、変更後の援護の実施者が同一である他の行為は、変更後の援護の実施者が同一である他の行為とみなす。ただし、変更前に行われ、又は行われべきであつた援護に関する費用の支弁及び負担については、変更がなかつたものとする。

(大都市等の特例)

第三〇條 この法律の規定中都道府県が処理することとされている事務で政令で定めるものは、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二條の十九第一項の指定都市（以下この条において「指定都市」という。）及び同法第二百五十二條の二十二第一項の中核市（以下この条において「中核市」という。）において、政令の定めるところにより、指定都市又は中核市（以下この条において「指定都市等」という。）が処理するものとする。この場合において、この法律の規定中都道府県に関する規定は、指定都市等に関する規定として指定都市等に適用があるものとする。

\* 政令「令一」  
「指定都市等」の事務「自治令一七四の三〇の三の四九の八、規則一〇

(緊急時における厚生労働大臣の事務執行)  
第三〇條の二 知的障害者更生施設又は知的障害者授産施設について、第十九條第二項において適用することとされる社会福祉法

知的障害者福祉法

第七十條から第七十二條までの規定は、都道府県知事の権限に属するものとして、同条第一項及び第二項の規定による許可の取消しを除くは、これらの施設に入所する者の利益を保護する緊急の必要があるとき、厚生労働大臣が認める場合に行うものとする。この場合においては、同法の規定中都道府県知事に関する規定（当該事務に係るものに限り）は、厚生労働大臣に関する規定として厚生労働大臣に適用があるものとする。

2 前項の場合において、厚生労働大臣又は都道府県知事が当該事務を行うときは、相互に密接な連携の下に行うものとする。

第三〇條の三 この法律に規定する厚生労働大臣の権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生局長に委任することができる。

2 前項の規定により地方厚生局長に委任された権限は、厚生労働省令で定めるところにより、地方厚生支局長に委任することができる。

(実施命令)

第三一條 この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定める。

\* 厚生労働省令「一」  
附則（施行期日）  
1 この法律は、昭和三十五年四月一日から施行する。

(社会福祉法附則第七項に関する特例)  
2 社会福祉法附則第七項の規定に基づき置かれた組織の長は、この法律の適用については、福祉事務所長とみなす。

3 援護の実施者は、児童福祉法第六十三條の五の規定による通知に係る児童については、第十六條第一項第二号の措置を採ることができ。

4 前項に規定する児童は、第十條第四項及び第十三條第二項の規定の適用については、十八歳以上の知的障害者とみなす。

附則（平一・二・三法律一六〇）  
(施行期日)

第一條 この法律（第二條及び第三條を除く）は、平成十三年一月六日から施行する。（以下略）



## 知的障害者福祉六法(平成13年版)

平成12年11月1日 発行

監修 知的障害等法規研究会

発行者 荘村多加志

発行所 中央法規出版株式会社

〒151-0053 東京都渋谷区代々木2-27-4

編集 TEL 03 (3379) 3864

販売 TEL 03 (3379) 3861

URL <http://www.chuohoki.co.jp/>

## 【営業所】

- 札幌 〒060-0052 札幌市中央区南2条東2-9 TEL 011 (219) 6121  
(大和ビル)
- 仙台 〒980-0014 仙台市青葉区本町1-9-2 TEL 022 (222) 1693  
(浜屋ビル2号館)
- 東京 〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-36-1 TEL 03 (3379) 3861  
(オダカビル2F)
- 名古屋 〒450-0002 名古屋市中村区名駅3-16-3 TEL 052 (581) 3166  
(名駅アイサンビル2F)
- 大阪 〒530-0041 大阪市北区天神橋4-8-12 TEL 06 (6351) 9079  
(ツネクニビル)
- 広島 〒732-0804 広島市南区西蟹屋2-9-12 TEL 082 (568) 5870  
(PKDビル3F)
- 福岡 〒810-0074 福岡市中央区大手門1-7-20 TEL 092 (724) 8714  
(第一箕子ビル2F)

定価は函に表示してあります。

印刷/三協印刷 製本/渋谷文泉閣

落丁本・乱丁本はお取替えいたします。

ISBN 4-8058-4292-X

## ◇社団法人 日本知的障害福祉連盟

事務局所在地 〒102-0072 東京都千代田区飯田橋2-4-3 ルート飯田橋ビル4階  
電話(03)5275-1128 FAX(03)5275-1205E-mail: [jimr@ca.mbn.or.jp](mailto:jimr@ca.mbn.or.jp) ホームページ: <http://plaza6.mbn.or.jp/~jimr/>

代表者名 会長 有馬正高 常務理事 大南英明 金子健

目的 開発途上国の知的障害者福祉施策に関する研究及び技術援助ならびに海外との交流等の事業を行うことにより、知的障害事業の進展を図るとともに、関係団体間の連絡、調整を図ることを目的とする。

事業 ①開発途上国の知的障害者福祉施策に関する研究及び研修の実施、研修員の受入れ等の援助ならびに技術協力

②アジア知的障害リソース・センターの維持・運営

③海外の関係団体との情報の交換、技術・専門家の交流

④国の内外の知的障害に関する総合的研究会、研修会の開催

⑤国の内外の知的障害に関する資料の収集、情報の交換

⑥知的障害問題に関する社会的啓蒙及び広報

⑦福祉月間の開催

⑧知的障害関係団体との相互連絡と事業調整